

令和7年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 日 時 令和7年6月6日（金） 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2

3 出席委員 板倉 眞介、二村 久、金原 孝典、神谷 敦仁、小野 泰昭、
溝口 孝、鈴木 ますみ、三浦 敦子、志賀 浩美

欠席委員 水野 恒俊

事務局 鈴木 崇之、大江 留美、高橋 遼、田中 友二郎

傍聴者 なし

協議ならびに連絡事項

(1) 岡崎市におけるいじめの実態について【高橋 遼（事務局）】

- ・本市においては、令和6年度はいじめの認知件数は前年度とほぼ同水準で推移している。これは一見横ばいに見えるが、決して楽観できる状況ではない。平成25年のいじめ防止対策推進法施行以来、「①いじめはどの学校、どの学級、どの子にも起こりうる。②子供が苦痛を感じていれば、いじめと捉える」との認識の下、いじめを見逃すことなく、早期発見に努めることが重要であると考えている。
- ・昨年度も、全ての学校においていじめを認知した。アンケートへの記載内容からの把握が多くを占め、年間で5回以上実施しているこのアンケートが、いじめの早期発見のために大変有効であると認識している。また、本人からの直接的な訴えによる把握も一定数確認できていることから、日頃からの子供との信頼関係づくりが重要であると捉えている。
- ・認知したいじめについては、その行為がなくなったり、被害を受けた児童が苦痛を感じることなく学校生活を送ったりできるようになってから3か月の経過が解消の目安となっている。現状としては、「解消」あるいは、「解消に向けて取組を継続し、3か月の経過観察を行っている状況」であるとの報告を受けている。今後も引き続き、一つ一つの案件において、一人一人の子供に寄り添いながら取組を継続していくよう、指導をしていきたい。

(2) 令和6年度いじめ対策事業の結果と今後の取組について

〈岡崎市のいじめ対策事業〉

① 岡崎市のいじめ防止等のための取組について【高橋 遼（事務局）】

- ・平成28年6月に「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が策定されたことを受け、平成29年6月に教育委員会学校指導課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げた。次に、いじめ防止のための対策推進について調査・審議する機関として、教育委員会教育政策課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策委員会」がある。さらに、重大事態と認める案件があり、調査報告を市長に行った後、市長の判断により案件の再調査が必要となった場合には、こども部こども家庭センターの所管による「岡崎市いじめ問題再調査委員会」で再調査が行われることとなっている。
- ・令和3年1月には、いじめ防止に向けた10の取組「STOP the いじめアクションプラン」を策定した。なお、本年度の4月には、生活アンケートに加えて「心のアンケート」を実施することや、WE BQUのより効果的な活用方法

等を追記した改訂版を提示し、継続的な取組を進めている。あわせて、いじめの未然防止から対応までについてまとめた「いじめ防止等のための対策」という冊子につきましても、改定版の「STOP the いじめ アクションプラン」や、令和6年度改訂の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を掲載した改訂版を配付したところである。

- ・令和6年度の対策事業の結果と今後の取組について、「STOP the いじめ アクションプラン」の取組状況の分析から主なものを紹介する。「アクション1」の、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用した研修の実施については、研修受講者全員からの肯定的なアンケート回答を得ており、いじめの定義や重大事態の捉え方やその対応などの理解を図ることができたと考える。今後もさらに研修内容の充実を目指して取組を進めていく。
- ・「アクション2」の、いじめの未然防止と対応に関する教師のスキルアップ研修の実施についても、おおむね高い成果を挙げることができたと考えているが、いじめが起きにくい学校環境を整える未然防止に関する研修を更に充実させる必要性を感じている。そのため、本市が進めているチーム学習を通して、「生徒指導提要」で示された4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業改善についてより理解を深め、各校において確実に実践されるよう努めていく。
- ・「アクション7」の、学級集団適応心理検査（WEBQU）の効果的な活用については、各校において活用が図られていることが分かったが、今後はより一層その質を高めていく必要性を感じている。このWEBQUは、いじめの未然防止と初期対応の間に位置づけられるものである。5月末にも福岡県教育庁所属の山脇眞弓氏を講師として、WEBQU活用説明会を実施したが、今後は、全ての教職員がより効果的な活用方法を理解・習得し、いじめの未然防止や初期対応に生かせるよう、説明会参加者による各校の教職員への周知や研修を広めるよう促していく。評価結果については、市ホームページ上で公表している。
- ・4月の定例校長会議で、各校には、「学校いじめ防止基本方針」の作成を依頼した。この基本方針は、保護者への配付やホームページへの掲載も依頼している。その他にも、校内研修、PDCA サイクルによる検証等を盛り込んだいじめ防止に係る年間計画の作成、スクールカウンセラーのいじめ対策委員会構成員への位置付け等、いじめ防止において学校が組織的に取り組むよう依頼している。
- ・教育委員会としても、子供の「居場所づくり」「絆づくり」に重点を置き、地域や専門機関の方の力を借りしながら、いじめの未然防止や初期対応の充実につながる取組に一層力を入れていく。

② 生徒指導主事会、生徒指導主任会について【田中 友二郎（事務局）】

- ・今年度も1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応について、情報共有に努めている。また、子供の間で発生しているSNSトラブルについては、岡崎警察署と連携しながら、適切な対応や未然防止の方法について検討している。
- ・生徒指導主事会においては、SNSトラブル、リストカットやオーバードーズといった自傷行為、喫煙や飲酒といった触法行為など、さまざまな問題行動についての報告があるが、その行動の裏にいじめの問題が潜んでいないか注視していく必要がある。
- ・校内におけるいじめの問題の取組については、各学校が掲げる「いじめ防止基本方針」の中に、昨年度の反省点を踏まえた手だてを加えることを呼びかけ、未然防止の取組に努めている。どの学校も生活アンケートの充実やWEBQUを活用

することで子供理解を図り、迅速ないじめの問題の把握に努めている。

- ・各学校で起こるSNSトラブルによる誹謗中傷などのいじめの問題に関する対応については、子供にSOSの出し方について適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター等の関係機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図りながら、さまざまな心の問題を抱えている児童生徒の支援に努めていく。

③ 岡崎市こども部こども家庭センターの取組について【鈴木 ますみ委員】

- ・いじめの重大事態があり、市長が再調査の必要があると判断した場合、岡崎市いじめ再調査委員会を設置し、運営・業務を行うこととなっているが、平成28年度以降、委員会が実施されるという事態には至っていない。
- ・「児童福祉法」や「児童虐待防止法」の法律に基づき、子育ての相談に応じたり、各種子育て支援サービスを提供したりしている。虐待通告があった場合に、必要な対応を行うなどの取組を行っている。
- ・昨年度の相談件数のうち、約半数が虐待通告である。虐待の内訳は、身体的虐待と心理的虐待がほぼ同数である。心理的虐待については、夫婦間の喧嘩や暴力を子供の前で行う面前DVという形で通告が入るため、近年は通報の件数が多くなっている状況である。その他、ネグレクトや性的虐待もある。令和5年度と比べて随分件数が少なくなっている。

④ 岡崎市教育研究所での対応について【三浦 敦子委員】

- ・親子関係、子供同士、親同士のことなど、様々な相談対応を行っている。
- ・昨年、一昨年と、徐々に相談件数は減ってきている。
- ・いじめに関する案件であると判断した場合には、教育委員会にすぐに連絡をし、主事と連携しながら対応を進めていく。
- ・学校でのいじめに関する相談に対しては、まずは学校とこまめに連絡を取り、心配事などを伝えていただきたいと保護者には伝えている。

〈各関係機関から〉

⑤ 西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【小野 泰昭委員】

- ・愛知県の虐待の状況は、昨年度の実績は約7300件で、前年比3%増という過去最多の数となった。西三河地区だけみると若干下がっている。
- ・6月1日から、一時保護を行うときには、地方裁判所や簡易裁判所で、一時保護状の交付を受けなければならないことが決まった。保護者が同意をしていない場合については、7日以内に裁判所の許可状を取らなければいけないため、児童相談所の仕事も大きく変わり、かなり早い段階で一時保護の必要性を認めていかなければならない状況となっている。
- ・子供が権利の主体であり、子供自身が権利を主張できるという考え方を重視している。子供の意見を最大限尊重するとともに、子供に丁寧に説明した上で、保護や施設入所を行っていくということを大切にしている。
- ・保護所のルール等も、子供の権利や主体性を認めていくものに変化してきている。そのような対応が、子供同士の中でもお互いの権利を認め合うことにもつながっていくのではないかと考えている。

⑥ 法務局の取組について【溝口 孝委員】

- ・3つの業務があり、人権啓発、人権相談、人権侵犯事件として調査、救済の活動をしている。

- ・人権啓発の活動として、豊かな人権思想を育んでもらうための人権教室を行っている。岡崎支局では、講演の他、紙芝居、クイズ、花を育てる活動などを通じて人権思想の醸成に取り組んでいる。最近では、SNSによる問題が増えることから、NTTドコモと連携したスマホ・ネット安全教室も行っている。昨年度、市内では2か所で行った。
- ・中学生を対象として人権作文コンテストを行っている。ほかに小学生、中学生を対象にした人権を理解する作品コンクールでは、ポスター、習字及び標語があり、例年、応募が合計で25万点ぐらいある。
- ・人権相談として電話（こどもの人権110番）、インターネットによる相談（こどもの人権SOS-eメール・LINE）、手紙（こどもの人権SOSミニレター）で相談対応している。
- ・手紙については、人権擁護委員が1通ずつ丁寧に返信を書き対応している。
- ・全国でみると、人権侵犯事件の調査については、親からの子に対する虐待や、学校におけるいじめに関する事案も発生している。

⑦ 人権擁護委員協議会の取組について【金原 孝典委員】

- ・5月2日に、六ツ美中部小学校において、人権の花運動の開催セレモニーを行った。花を育てる活動を通して、生命の尊さや相手への思いやりを実感し、豊かな心を育むことを目的としている。
- ・5月5日に、中央総合公園のファミリーフェスタにおいて人権ぬりえブースを出店した。350名ほどの子供たちに塗りをしてもらった。その会場で、昨年12月に行った人権を理解する作品コンクールの優秀作品を展示し、県で入選した作品も展示した。ポスター7点、習字5点、標語19点を展示した。
- ・5月20日、NTTドコモの協力で、北中学校でスマホネット安全教室を実施した。
- ・人権擁護委員は、普段は月、水、金曜日に対応を行っている。ミニレターが届いた際には、すぐに対応できるような体制を整えている。
- ・人権作文コンクールについては、全ての中学校に取組を依頼しており、いじめを含めた人権問題について、生徒に考えてもらう機会としていきたい。

⑧ 西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【志賀 浩美委員】

- ・県の家庭教育コーディネーターの仕事は主に3つ。1つ目は、不登校を中心とする家庭教育上の問題行動について相談や助言を行うこと。2つ目は、親の育ち家庭教育研修会というものを実施し、家庭教育の推進を図ること。3つ目は、家庭教育支援の充実を企業や職場に対して求める働きかけである。
- ・家庭教育の相談は、訪問による相談が基本だが、電話やLINE等の通信手段による相談を併用している。
- ・大学生のボランティアであるホームフレンドと家庭に出向いて、児童生徒の話し相手になったり、相談相手になったりする取組もしている。
- ・累計の相談回数は1247回なので、毎月100回を超す相談を5名のコーディネーターが10の市町で行っている。
- ・岡崎市では昨年、継続して相談していた対象児童生徒が13名いる。
- ・岡崎市教育委員会や市内小中学校67校、教育相談センターを訪問して、相談活動について説明を行った。登校支援員や教育相談センターの指導員はじめ、関係機関との連携を密にして取り組んでいきたい。

(3) 意見交換

【二村 久委員より意見と質問】

- 本校では、いじめの未然防止を授業の中で取り組んでいこうという研究、実践を行っている。特に、4人1組のチーム学習を展開することで、共感的な人間関係が徐々に形成され、学級の空気もよくなっていると感じる。研究を進めて1年ほど経つが、欠席児童の数が半減しており、大きな成果を感じている。
- 発達障がいのある子供への対応方法について何か心がけていることがあれば教えていただきたい。

【小野 泰昭委員の回答】

- 子供のニーズに合った環境をつくっていくことが大切であると考えている。また、その子供の世界観や子供から見えている世界を理解することが大切である。

【神谷 敦仁委員より意見】

- 子供のニーズを大切にするという視点においては、「児童の権利に関する条約」の理解が大変重要であると考えている。令和4年の12月に改訂された生徒指導提要にも、「児童の権利に関する条約」の理解がいちばん大切であるということが書かれている。教育相談センターという立場では、岡崎市の先生方と一緒にその理解を深めていこうと進めている。また、この生徒指導提要改訂に向けた議論の座長を務めていた八並先生は、ある会議の場で、「児童の権利に関する条約」の理解と実行は、子供、教職員、保護者、地域の人々にとって必須となると話している。そのことをしっかり受け止めて取り組んでいこうと考えている。

【小野 泰昭委員の意見】

- 子供観の転換が必要である。どんな対応をする時も、必ず子供が意見を言うのに必要十分な説明をすることを前提としている。子供の意見を聞いて、その意見を最大限考慮することが重要である。子供も大人も関係なく人権がある中で、あえてその子供の権利というものを別でつくっているのは、子供は権利が侵害されやすいことを示している。そのため、子供が権利を自ら行使したり、どんな権利があるのかを理解したりできるよう支援していくことが重要である。
- いじめの対応に関しても、関係する子供たちの意見を聞きながら進めていくことが大切であると考えている。子供たちからは、家庭に居場所がなくても、「学校に行きたい」という声をよく聞く。学校が安心、安全で、大切な居場所になっていることが伺える。今後も、私たち関係機関に協力できることがあれば積極的に力になりたい。

【板倉 眞介委員の意見】

- いじめに関しては初期対応を大切にしている。子供や家庭からいじめというワードが出てきたら、すぐに管理職に伝えてほしいということは常々職員に伝えている。
- 子供1人1人に必ずよいところがあるので、そのよさをしっかり見取り、そこを伸ばしてほしい、ということも職員には伝えている。

【神谷 敦仁委員より意見】

- 家庭に居場所のない子が、学校が居場所になっている、学校が子供たちにとって安全、安心な場所になっている事実があるということを聞き、本当にありがたいと思っている。今、城南小学校が研究に取り組んでいるチーム学習という授業形態は、その安全、安心な風土を作るための、教育活動の有効な手段ではな

いのかということを、今、明らかにしているところである。岡崎市としては、その研究の成果と課題を広げながら、安全、安心な学校風土の醸成の方法を広げて、いじめの未然防止につなげていきたいと考える。

【板倉 眞介委員の意見】

○いじめの未然防止という観点では、本校では今年度、「互いを認め合う学校」というサブテーマを設定した。子供同士が互いに認め合う、子供と先生が認め合う、先生同士が認め合う、それが多様性の尊重にもなると考える。そのために自治的活動を充実させ、また行事をさらに充実させるなど、今年度はそのようなことを掲げて取り組んでいる。

【小野 泰昭委員の意見】

○ルールを守らせることと、多様性を認めるということ、どちらも大切にしながら進めていくことが大切であり難しいことだと感じている。